

第⑤章 自然環境の保全とふれあいの確保

第1節 自然環境の現況

1 地形

本市は九州の最北端に位置し、関門海峡をはさんで本州と相對しています。その広さは東西約33km、南北34km、面積は約484km²で、福岡県の約10%を占めています。市域は北緯33度43分04秒から34度01分08秒、東経130度40分32秒から131度01分35秒に位置しています。

本市の大部分は、東部の企救山塊と中央部から南に延びる福智山塊などによって占められています。これらの山系は、標高900.6mの福智山を最高峰とする比較的低い山の連続によって構成されています。平野部は北部と東南部にあり、海に面して広がっているが、概して後背地の少ない地形です。平野部は分離散在しており、臨海部低地には自然生成地は少なく、埋立地・干拓地などの人工造成地が大半を占めています。

周辺海域は、日本海南西部に位置する外洋性開放性海域の響灘、瀬戸内海西端に位置する内海性閉鎖性の周防灘、この両灘をつなぐ関門海峡からなっており、細長い内湾である洞海湾が響灘に開口しています。

2 気象

本市は、瀬戸内海(周防灘)と日本海(響灘)に面して、その気候は瀬戸内海気候と日本海気候の中間的な傾向を示しています。

本市の北九州観測局(一般環境大気測定局)の平成14年度の気象データによれば、年平均気温16.8、年降水量1,366.0mmであり、比較的温暖ではありますが、九州北端に位置しているため、季節風の影響を受けやすく、冬季は南南東から南及び北西から西北西、夏季は南南東から南の風が強く、平均風速は2.5m/秒でした。

3 海岸・干潟・藻場等

本市における海岸線の総延長は約210kmであるが、その大部分は人工海岸であり、自然海岸(半自然海岸も含む)は39.3kmです。

現存する干潟の総面積は約540haであり、干潟の分布状況は図5-1のとおりです。

藻場の分布状況は、図5-1に示すとおりであり、周防灘ではアオサが優占種であり、響灘では、ホンダワラ、アラム、オオバクモ等が多いです。

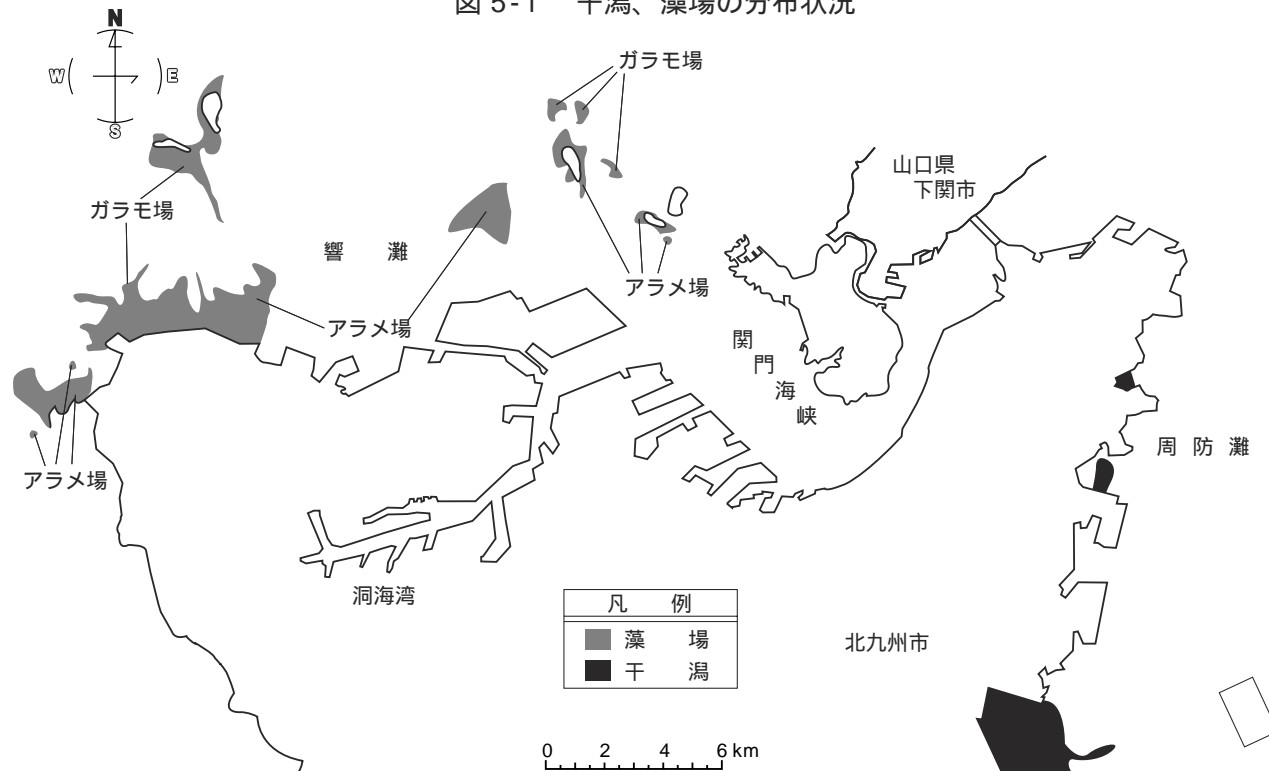
福岡県は、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき「福岡県自然海浜保全地区条例」を昭和55年10月から施行しました。当該条例に基づき、昭和57年3月に門司区喜多久海岸1.2kmを自然海浜保全地区として指定しました。

4 植物

本市は、気候的極層についてみると、シイ、カシ等の優占する照葉樹林帯に位置しています。潜在自然植生は、ほとんどヤブコウジ スダジイ群集、ミミズバイ スダジイ群集となっており、一部にマサキ トベラ群集やヨシクラスの群集などの土地的極相群落を含んでいます。

第2回及び第3回自然環境保全基礎調査では、特定植物群落調査を行い、市内における原生林、湿原植物群落など学術上重要なもの、保護を必要とするものなどを選定しています。その分布状況は図5-2、表5-1のとおりです。

図 5-1 干潟、藻場の分布状況



資料：第2回自然環境保全基礎調査、環境庁

図 5-2 特定植物群落の分布



備考 貴重な植物及び植物群落選定基準表選定基準

	選定基準
A	原生林もしくはそれに近い自然林
B	国内若干地域に分布するが、極めて希な植物群落または個体群
C	比較的普通に見られるものであっても、南限、北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群
D	砂丘・断崖地・塩沼地・湖沼・河川・湿地・高山・石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
E	郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの
F	過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの
G	乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群
H	その他、学術上重要な植物群落

資料：環境庁（1980）第2回自然環境保全基礎調査
環境庁（1988）第3回自然環境保全基礎調査
指定植物図鑑

資料：環境庁、「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図 福岡県」、昭和56年

環境庁、「日本の重要な植物群落II 九州版1」、昭和63年

表 5-1 特定植物群落の分布

番号	件名	選定基準	番号	件名	選定基準
1	部崎のトベラ低木林	A	12	荘八幡のスダジイ林	E
2	平山観音寺のスダジイ林	E	13	八旗八幡のスダジイ林	E
3	伊川の天疫神社のスダジイ林	A	14	平尾台の石灰岩台地植物群落	B・D・H
4	軽子島のゲンカイワレンゲ群落	B・H	15	福智山のケヤキ林	G・H
5	津村島のヤブニッケイ林	C	16	福智山の自然林	E・H
6	日合神社のスダジイ林	E	17	須賀神社のスダジイ林	E
7	吉志の天疫神社のスダジイ林	E	18	芦屋海岸のトベラ低木林	D
8	沼八幡のスダジイ林	E	19	貴船神社のスダジイ林	A・E・H
9	河頭山の照葉樹林	E	20	東大野八幡宮のスダジイ林	E
10	帆柱山の照葉樹林	E	21	鷹見神社のムクノキ林	F
11	白山神社のタブ林	A	22	野面の八所宮のスダジイ林	E

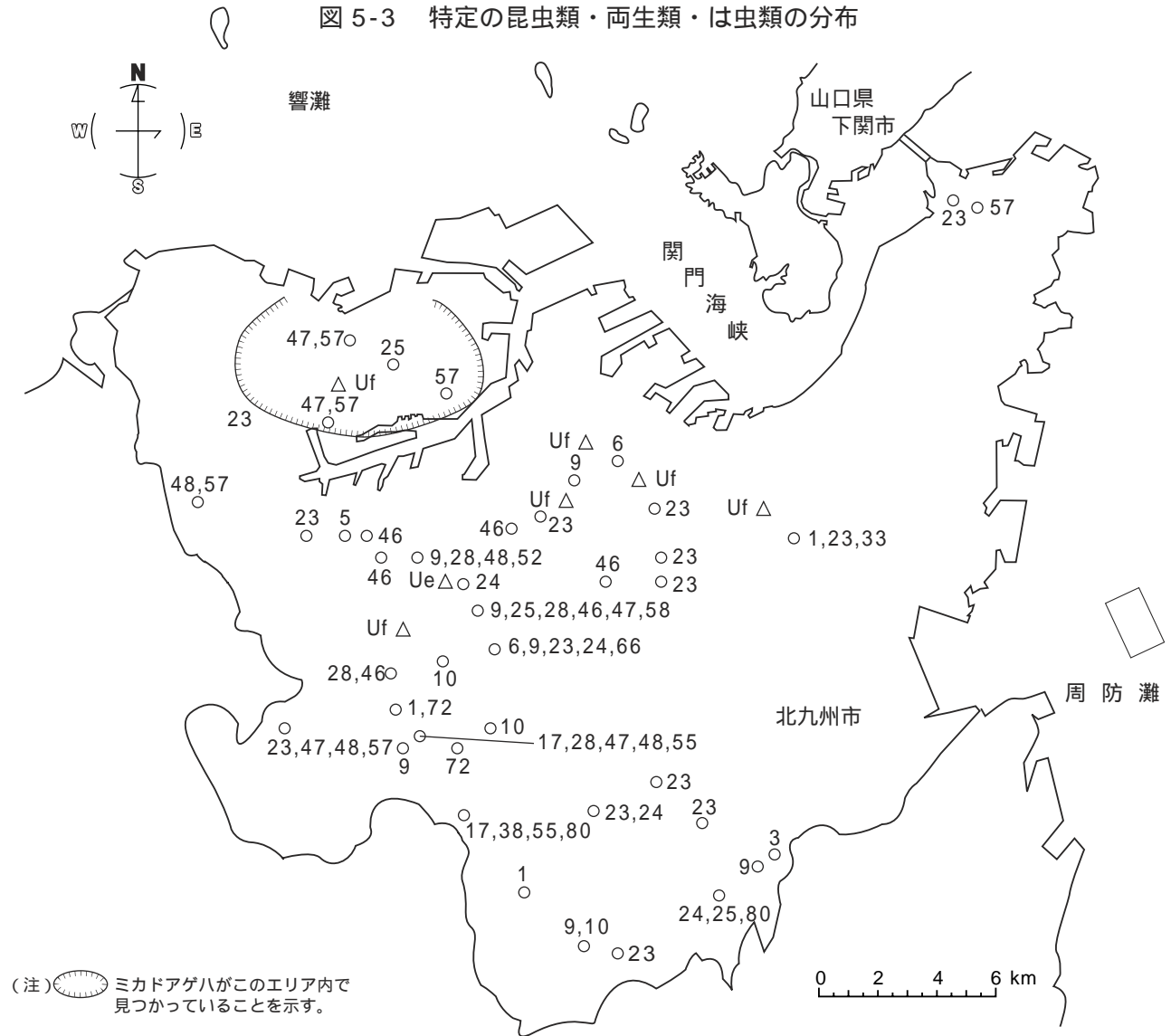
資料：環境庁、「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図 福岡県」、昭和56年
 環境庁、「日本の重要な植物群落 九州版1」、昭和63年

5 動物

第2回自然環境保全基礎調査では、ほ乳類・昆虫類・両生類・は虫類・魚類について、学術上重要な種等の分布調査を行っています。図 5-3、表 5-2、表 5-3 は、本市における特定の昆虫類・両生類・は虫類の分布状況です。

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」では、鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区、休猟区及び銃猟禁止区域を定めており、本市における指定状況は図 5-4 のとおりです。

図 5-3 特定の昆虫類・両生類・は虫類の分布



資料：環境庁（1981）第2回自然環境保全基礎調査・動植物分布図

備考 指標及び特定昆虫類選定基準

記号	理由
A	日本国内では、そこにしか産しないと思われる種
B	分布域が国内若干の地域に限定されている種
C	普通種であっても、北限・南限など分布限界になるとと思われる産地に分布する種
D	当該地域において絶滅の危機に瀕している種
E	近年当該地域において絶滅したと考えられる種
F	業者あるいはマニアなどの乱獲により、当該地域での個体数の著しい減少が心配される種
G	環境指標として適当であると考えられる種
指	環境庁指定指標昆虫類

資料：環境庁（1981）第2回自然環境保全基礎調査・動植物分布図

表 5-2 指標・特定昆虫類出現種

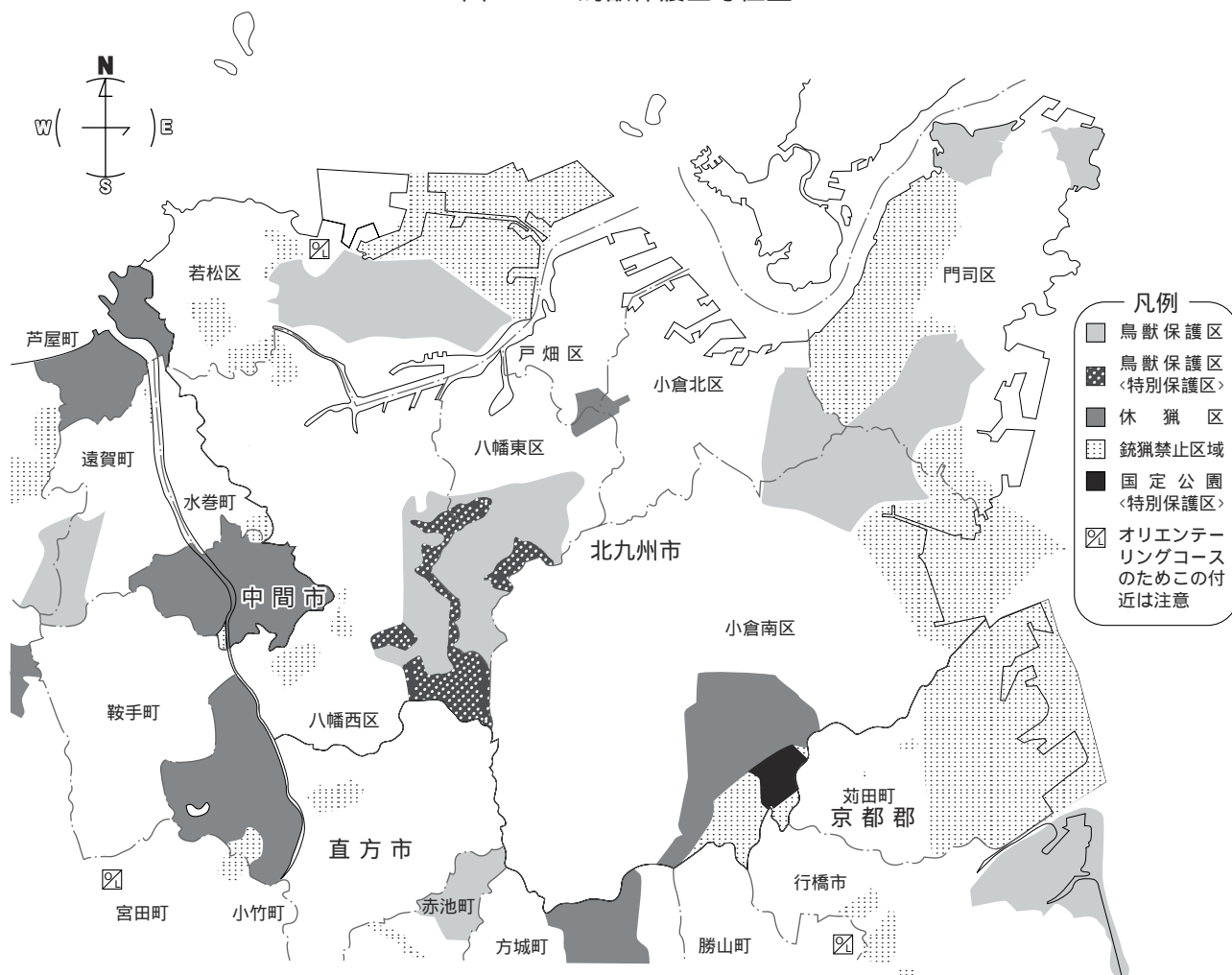
番号	種 別	選	番号	種 別	選
1	ムカシトンボ	指	45	キバネセセリ	B
2	ムカシヤンマ	指	46	クロセセリ	C
3	ハッチョウトンボ	指	47	サツマスズメ	B・C
5	タガメ	指	48	オオチャバネヨトウ	B・C
6	ハルゼミ	指	49	クロコシロヨトウ	A
9	オオムラサキ	指	50	セプトシロボシクロヨトウ	A
10	ゲンジボタル	指	51	チャオビリング	A
11	オオカマキリモドキ	B	52	ハスオビアヤナミアツバ	A
12	ヒメハルゼミ	B・G	53	オオツバメエダシャク	B・C
13	エゾハルゼミ	B・G	54	マダラチビミノガ	A
14	キュウシュウエゾゼミ	B・G	55	オキナワルリチラシ	B・C
15	エゾゼミ	B・G	56	サツマニシキ	B・C
16	ニシキキンカメムシ	B	57	モリヤママドガ	B・C
17	台湾ンウチワヤンマ	C	58	シロフクロノメイガ	B
18	ナゴヤサナエ	B・G	59	アカヘリオオキノメイガ	A
19	アオヤンマ	B	60	オニクワガタ	B
20	ヨツボシトンボ	C・G	61	ルリクワガタ	B
21	ハネビロトンボ	C	62	コルリクワガタ	B
22	トゲオイトトンボ	B・G	63	オオトラフコガネ	B
23	ミカドアゲハ	B	64	アオアシナガハナムグリ	B
24	エゾスジグロシロチョウ	B	65	オオチャイロハナムグリ	B
25	オオウラギンヒョウモン	B	66	ヒメボタル	B・G
26	ミスジチョウ	B	67	ヒゲフトハナカミキリ	B
27	ヒメキマダラヒカゲ	B	68	チビハナカミキリ	B
28	ヒカゲチョウ	C・G	69	ヒコサンヒメハナカミキリ	B
29	キマダラモドキ	B	70	シコクヒメハナカミキリ	B・C
30	ルーミスジミ	B・E	71	ムナコブハナカミキリ	B
31	ウラゴマダラシジミ	B	72	フタコブルリハナカミキリ	B
32	ウラキンシジミ	B	73	カエデノヘリグロハナカミキリ	B・C
33	アカシジミ	B	74	クロサワヘリグロハナカミキリ	B・C
34	フジミドリシジミ	B	75	トガリバホソコバネカミキリ	B
35	エゾミドリシジミ	B	76	アカジマトラカミキリ	B・C
36	メスアカミドリシジミ	B	77	ヤノトラカミキリ	B
37	アイノミドリシジミ	B	78	ヨコヤマトラカミキリ	B
38	キリシマミドリシジミ	B	79	オビレカミキリ	B・C
39	カラスシジミ	B	80	ヒメビロウドカミキリ	B
40	ミヤマカラスシジミ	B	81	タカオメダカカミキリ	B・C
41	タッパンルリシジミ	B	82	クロサワヒメコバネカミキリ	B・C
42	スギタニルリシジミ	B・G	83	ソボリングカミキリ	B
43	台湾ンツガメシジミ	B	84	ムカシアリ	A
44	クロツバメシジミ	B	85	ハマダラハルカ	B

表 5-3 両生類・は虫類

種略号	種 名
Ua	オオサンショウウオ
Uf	カスミサンショウウオ
Ue	ブチサンショウウオ

[資料：環境庁（1981）第2回自然環境保全基礎調査・動植物分布図]

図 5-4 鳥獣保護区等位置



「平成10年度 福岡県鳥獣保護区等位置図」より作成

6 貴重生物種

本市及び自然環境保護団体等が保有する自然環境に関する情報を体系的に整理し、貴重生物種の保全対策への基礎資料とするために自然環境保全推進検討調査を行いました。

(1) 調査対象地域

北九州市内

(2) 調査期間

平成 13 年 4 月～平成 14 年 3 月

(3) 調査内容

北九州市が保有する自然環境関連資料、国、県が発行している自然環境情報(レッドデ - タブック等)、北九州市立自然史博物館等の各機関発行の情報等を中心に、北九州市に生息・生育する貴重生物種に関する文献デ - タの収集・整理を行いました。

(4) 文献デ - タ調査結果

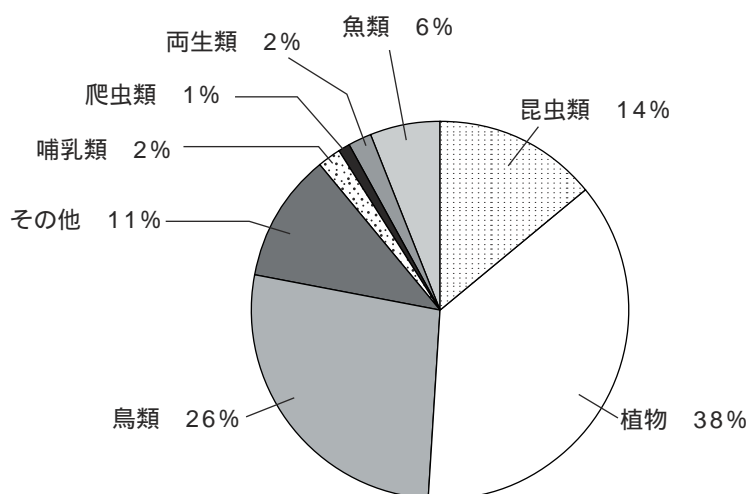
文献デ - タ調査で得られた情報は、種数 428 種であり、種数では植物が 161 種で 38% と最も多く、次いで鳥類の 112 種で 26% となっています。

このうち環境省もしくは福岡県のレッドデータブック記載種は 336 種、法的な指定等を受けているものは 138 種、その他は 123 種でした。(表 5-4、図 5-4)

表 5-4 文献資料調査結果表

種 数	全体種数	選定基準別の種数		
		レッドデータブック	法的指定等	その他
哺乳類	8	8	1	1
爬虫類	6	6	1	0
両生類	10	7	2	5
魚 類	26	24	0	11
鳥 類	112	76	81	42
昆虫類	58	42	4	28
植 物	161	140	48	5
その他	47	33	1	31
計	428種	336種	138種	123種

図 5-5 種別にみた種数の割合



7 農地

本市の農地面積は 2,378ha で、市域の 4.9% を占めています。(表 5-5)

農地は、食料を生産するだけでなく、国土、環境の保全や緑豊かな心安らぐ空間の提供など、都市住民にとって大切な公益的機能を持っています。

表 5-5 農地面積の推移

(単位: ha)

種 類	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
田	3,898	3,082	2,704	2,460	2,341	2,053	1,863
畑	735	578	479	456	458	469	385
樹園地	203	229	271	206	218	195	130
農地計	4,836	3,889	3,454	3,122	3,017	2,717	2,378

8 自然公園

本市には、「自然公園法」及び「福岡県立自然公園条例」に基づき、瀬戸内海国立公園、北九州国定公園、玄海国定公園の一部、筑豊県立自然公園の一部があります。その総面積は 8,953ha で、市域面積の約 19% を占めています。(表 5-6、図 5-6)

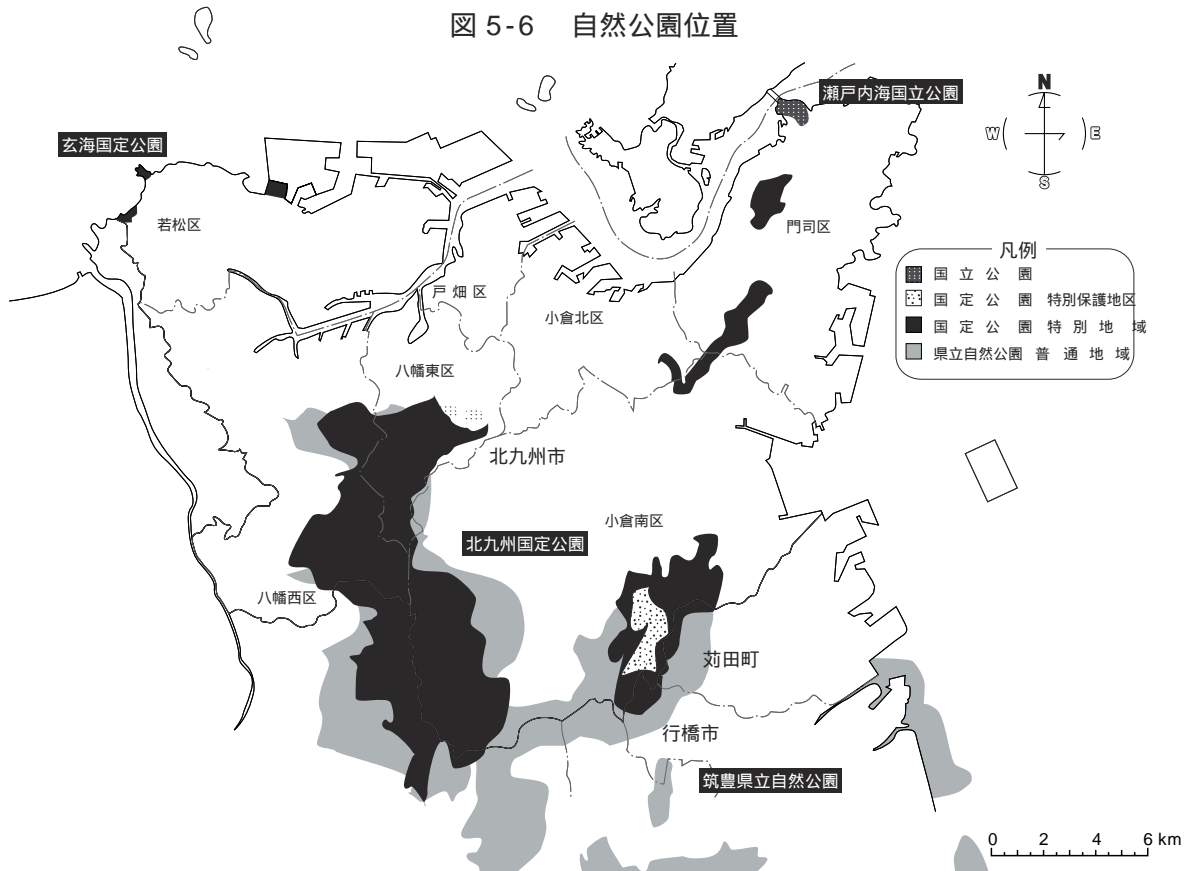
表 5-6 北九州市域の自然公園面積

(平成15年3月31日現在)

公園名	地区	面積 (ha)	種別				
			特別 保護区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域
北九州国定公園 (S47.10.16区域指定) H8.10.28区域変更	風師・戸ノ上山 ～足立山地区	781				781	
	平尾台地区	969	320	129	458	62	
	福智・皿倉地区	5,039		156	437	4,446	
	計	6,789	320	285	895	5,289	
瀬戸内海国立公園 (S31.5.1区域指定) S32.10.23区域追加 H3.7.26区域変更	和布刈地区	46			43		3
玄海国定公園 (S31.6.1区域指定) H2.2.13区域変更	若松北海岸地区	54			53		1
筑豊県立自然公園 (S25.5.13区域指定) H8.5.17区域変更	北九州市域内	2,064					2,064

資料：建設局

(注) 海面を除く。



第2節 自然環境関連施策

本市では、これらの北九州市の豊かな自然環境を保全するとともに、市民とのふれあいの場や機会を確保するため、以下のような各種の施策を講じています。

1 自然公園

(1) 公園計画に基づく風致景観保護及び適正利用

国立・国定公園等の自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的に指定されるものであり、保護計画と利用計画からなる公園計画に基づき、風致景観に支障を及ぼすような一定行為を禁止し、制限するとともに公園の適正利用を図るため、道路、園地、宿泊施設等を計画的に整備しています。

(2) 平尾台地区の施設整備及び公有地化

平成2年8月策定の平尾台地区保護管理計画に基づき、平尾台全域の効果的な利用を図るため、駐車場や公衆トイレ、園地、園路等の整備を行ってきました。整備が進む中、平成12年5月に、平尾台の自然の保護や監視、平尾台の価値や魅力を最大限に活かした自然環境教育の普及等を目的として、県と市により、「平尾台自然観察センター」が整備されました。

また、県と市が協力して行っていた監視員制度も、この平尾台自然観察センターの業務として引き継がれ、平尾台の自然を守るための保護・監視が続けられています。

公有地化については、昭和55年度から特別保護地区(天然記念物指定区域)のうち重要度の高い区域からの買収が進められています。

2 都市における公園・緑化

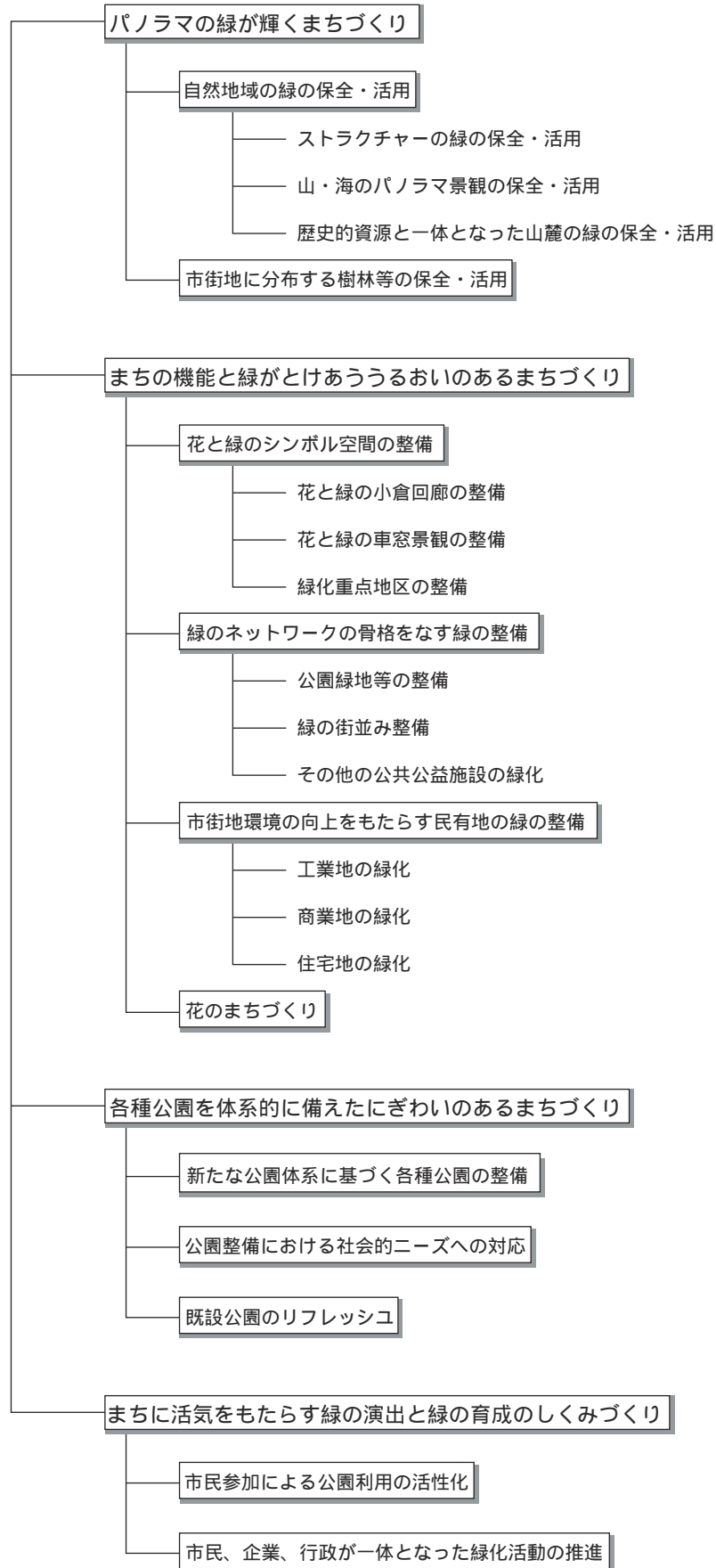
(1) 公園・緑化の施策の概要

本市では、都市公園の整備、都市緑化事業の推進及び自然環境の保護と活用を三つの柱とする「グリーン北九州プラン」を昭和47年に策定し、大きな成果を収めてきました。

しかし、社会環境の変化や市民の価値観の多様化、高度化が進む中で近年は緑の豊かさだけでなく、生態系の回復を基調とした環境にやさしいまちづくりや、地域の特性を生かした潤いのある都市景観づくりなどへの要請が強まってきました。このため、平成4年5月「北九州市「緑」のルネッサンス計画」を策定し、平成10年4月には一部を改訂し本市の「緑の基本計画」として位置づけました。(図5-7)

この計画は『パノラマの緑とまちの緑が育むいきいき北九州』をテーマとして、安全、快適でゆとりと人間らしさを実感できる生活空間の整備、さらには地球環境の保全への観点から都市の緑の重要性をも考慮し、「特色ある自然環境を活かした緑のまちづくり」、「うるおいとにぎわいのある緑のまちづくり」を目指すものです。

図 5-7 北九州市“緑”のルネッサンス計画における計画の体系



(2) 公園緑地の整備

北九州市の「緑」のルネッサンス計画に基づき、自由時間の増大、レクリエーションニーズの高度化・多様化等に対応するため、日常的な利用から広域的な利用まで様々なレクリエーション活動に供する各種の公園を体系的に整備します。

平成 14 年度末の都市公園の整備状況は、総数 1,573 箇所、総面積 1,070.5ha で、市民一人当たりの公園面積は 10.69m² です。今後も施設内容の充実と新たな公園整備を行っていきます。また港湾緑地の整備状況は総数 31 箇所、総面積は 32.8ha です。平成 14 年度末の公園・緑地の開設面積は表 5-7 のとおりです。

表 5-7 平成 14 年度都市公園開設面積

種 類		開設面積 (ha)	
		前年度比較	累 計
都 市 公 園	街 区 公 園	1.1	193.7
	近 隣 公 園	0	103.5
	地 区 公 園	0.5	60.2
	総 合 公 園	0	69.9
	運 動 公 園	0	63.5
	特 殊 公 園	0.3	128.2
	緑 道 ・ 緑 地	2.3	77.6
	広 域 公 園	10.6	373.9
	小 計	14.8	1,070.5
港 湾 緑 地		△0.8	32.8
計		14.0	1,103.3

資料：建設局、港湾局

注 1) 都市公園総面積10,705,062m²(一人当たり10.69m²) (県営公園を含む)

注 2) 港湾緑地を算入した公園・緑地面積11,033,166m²(一人当たり11.02m²)

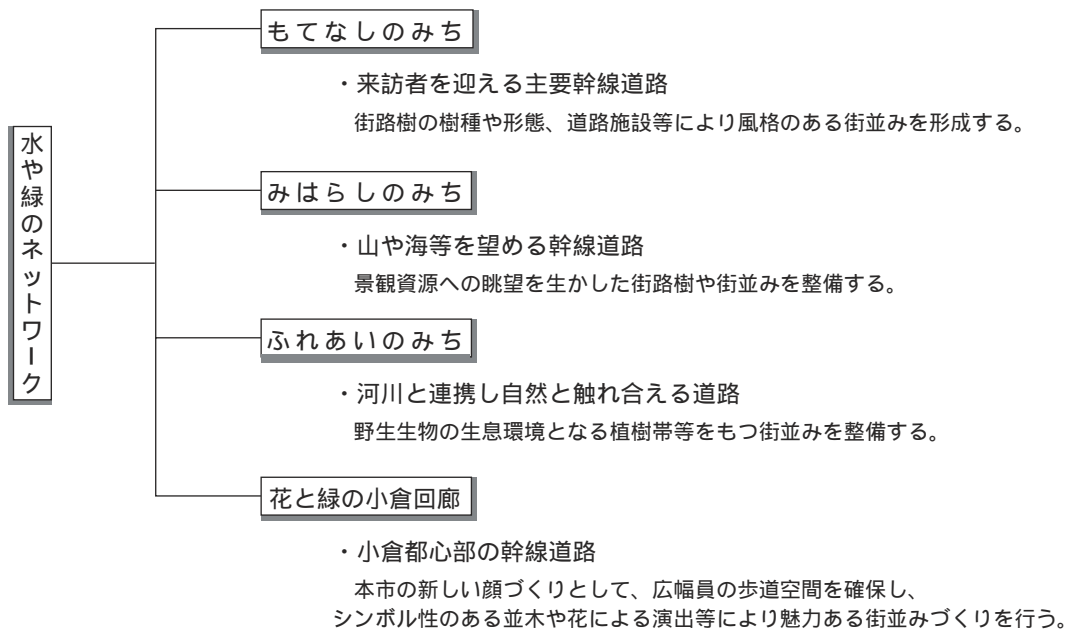
(県営公園を含む)

(3) 都市緑化の推進

ア 緑の街並み整備事業

都市の緑は、ゆとりや安らぎといった心の豊かさを実感させてくれるとともに、気温の調節や街の美しさの演出等に役立っています。また、地球的規模で環境に配慮した都市空間の整備が求められています。このような背景のもと、都市の快適空間の創造や活性化を図るとともに、鳥や昆虫などと共存できる都市を目指した「緑の街並み整備」事業を進めています。

この事業では道路、河川及びその周辺の緑地等を総合的、計画的に整備し、山や川の緑と街の緑を結ぶ水や緑のネットワークを形成することとしています。



イ 北九州市花の総合計画

近年、市民の価値観の多様化、高度化が進み、緑の量の豊かさだけでなく、地域の個性を生かした快適空間づくりへの要請が高まっています。そうした中で、潤いのある美しい都市景観づくり『花』は、なくてはならない存在となっており、平成5年度に『北九州市花の総合計画』を策定し、各種の事業に取り組んでいます。

この計画は、街の個性と美しさを演出する花づくりを効果的に推進するため、花に関する事業や組織を総合的に体系化し、新たな方向づけを行ったものです。その中で特に、花いっぱいまちづくりに欠かすことのできない市民参加を重視した施策を取り入れていくこととし、次の三つのテーマを定めています。

- ・ 花を知り、花に親しもう（花の普及啓発）
- ・ 花をいっぱい咲かせよう（花づくりの実践）
- ・ 花の輪を広げよう（花づくりの活性化）

現在、取り組んでいる主な事業内容は次のとおりです。

花の普及啓発	・ フラワーバンク制度 ・ 花新聞の発行 ・ 花の名所ガイドブックの発刊 ・ 花情報の発信（インターネット利用）
花づくりの実践	・ ふれあい花広場の整備 ・ 花咲く街かどづくり ・ 花と緑の車窓景観整備 ・ 花の名所づくり ・ 福祉施設と連携した花苗づくり
花づくりの活性化	・ 花咲くまちづくりコンクールの開催 ・ 花咲く街かどづくり技術講習会の開催

（ア）花咲く街かどづくり事業

「花」を街かどに積極的に取り込むことによって、都市景観の向上とうるおいのある街づくりを進めることを目的とする花咲く街かどづくり事業は、次の3方式よりなっています。

a 市民花壇

花に関する市民ボランティア団体である「花咲く街かどづくり推進協議会」が、植付け及び管理する花壇で、一部助成制度があります。

b 公共花壇

市の事業としての道路、公園、駅前などに市が設置し、管理する花壇です。

c パートナー花壇

市が植付け場所を提供して企業・個人など協力者が植付け・管理する花壇です。

表 5-8 平成 14 年度 花咲く街かどづくり事業

花壇の種類	団体数	参加人数	箇所数	植付面積
市民花壇	320団体	10,749人	348	29,862m ²
公共花壇			81	3,103
パートナー花壇			15	618

(イ) 花と緑の車窓景観整備事業

花と緑の車窓景観整備は、まちの印象を形づくる主な鉄道・道路などの車窓からの景観を花と緑で修景するものです。JR 鹿児島本線夕原町でのワイルドフラワーによる花づくり等の実績があります。

ウ 公共用地の緑化

市街地における緑の拠点となるように公園、街路、河川等の公共公益施設で緑化の充実を図っています。昭和 47 年度から現在までの累計で約 482 万本の植樹を行っています。(表 5-9)

表 5-9 平成 14 年度 都市緑化事業の実績

(単位 本)

緑化種別	平成14年度 実績
公園緑化	16,054
街路緑化	17,314
河川緑化	20
その他の公共施設緑化	33,248
計	66,636

エ 民有地の緑化

緑豊かで、美しい街づくりを進めていく中で市街地の大部分を占める民有地の緑化は重要です。本市では、「緑地協定」「工場等緑化協定」などの様々な施策を通して地域ぐるみの緑化を進めています。

(ア) 緑地協定

市街地の快適な住環境を確保するため、地域住民相互の合意によって締結された協定を認可し、住民自らの手で行う街の緑化活動を支援しています。

協定では区域、植栽樹木の種類、場所、垣、柵の構造等緑化に関する事項を取り決めており、平成15年3月31日現在、37地区178.6haの協定が成立しています。

(イ) 工場等緑化協定

職場環境の向上及び地域住民の生活環境の保全を図るため、「北九州市工場等緑化推進要綱」に基づき、事業者と工場等緑化協定を結び、市内の工場等の緑化を推進しています。また、中小企業については緑化のための費用の一部を助成しています。

平成15年3月31日現在、49の大企業、96の中小企業と協定を締結し、緑化面積は約227.4haとなっています。

オ 北九州市水と緑の基金

都市緑化の推進と水辺環境の整備を図り、都市景観の向上と市民の緑化に対する関心を深めること等を目的として昭和61年10月に「北九州市水と緑の基金」を設置しています。

(表5-10)

表5-10 北九州市水と緑の基金の積立額

平成15年3月31日現在		
14年度積立額	基金現在高	基金目標額
2,244,561	251,250,770	500,000,000

この運用益金をもとに、以下に示す水と緑と花のまちづくりを推進しています。

水と緑と花のまちづくり事業の内容

基金の趣旨の普及、啓発活動(パンフレット類の作成等) 都市緑化の推進に関する事業(緑化助成、花と緑の展示会、イベントの開催等) 水辺環境の整備に関する事業 自然保護に関する事業(自然観察教室の開催、樹木の維持保存等) 環境形成に関する調査、研究活動
--

カ 保存樹の指定

巨木・古木は、緑あふれる美しい都市景観を形成する上で、重要な役割を果たしています。また、数百年もの歴史を刻んで生き続けてきたこれらの中には学術的・歴史的価値を持つものも多く、将来的にも健全な状態を維持させていくことが必要です。

本市では「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、保存すべき樹木を指定しています。(表5-11)

表5-11 保存樹の指定状況

平成15年3月31日現在								
樹種名	クスノキ	イチョウ	クロガネモチ	タブノキ	エノキ	スダジイ	その他	計
本数	56	50	27	14	9	9	42	207

(4) 風致地区・緑地の保全

北九州市の緑は、市域の約60%を占める市街化調整区域を中心に、市域の約19%が自然公園に、また約26%が風致地区に指定されているほか、緑地保全地区や保安林などの指定によって緑の保全が図られています。(図5-8)

また、平成4年5月策定の「北九州市「緑」のルネッサンス計画」の方針を受けて、都市の骨格を構成する緑について、次のような保全施策を講じます。

ア 風致地区の指定拡大と特別地区の指定

北九州市の特色ある自然景観であるパノラマの緑を将来にわたり、市民が親しむことができるよう自然公園特別地域など既存の土地利用規制を継続するとともに、風致地区の拡大指定や風致地区特別地区の指定について検討を行います。(表5-12)

図5-8 北九州市都市計画風致地区及び緑地保全地区

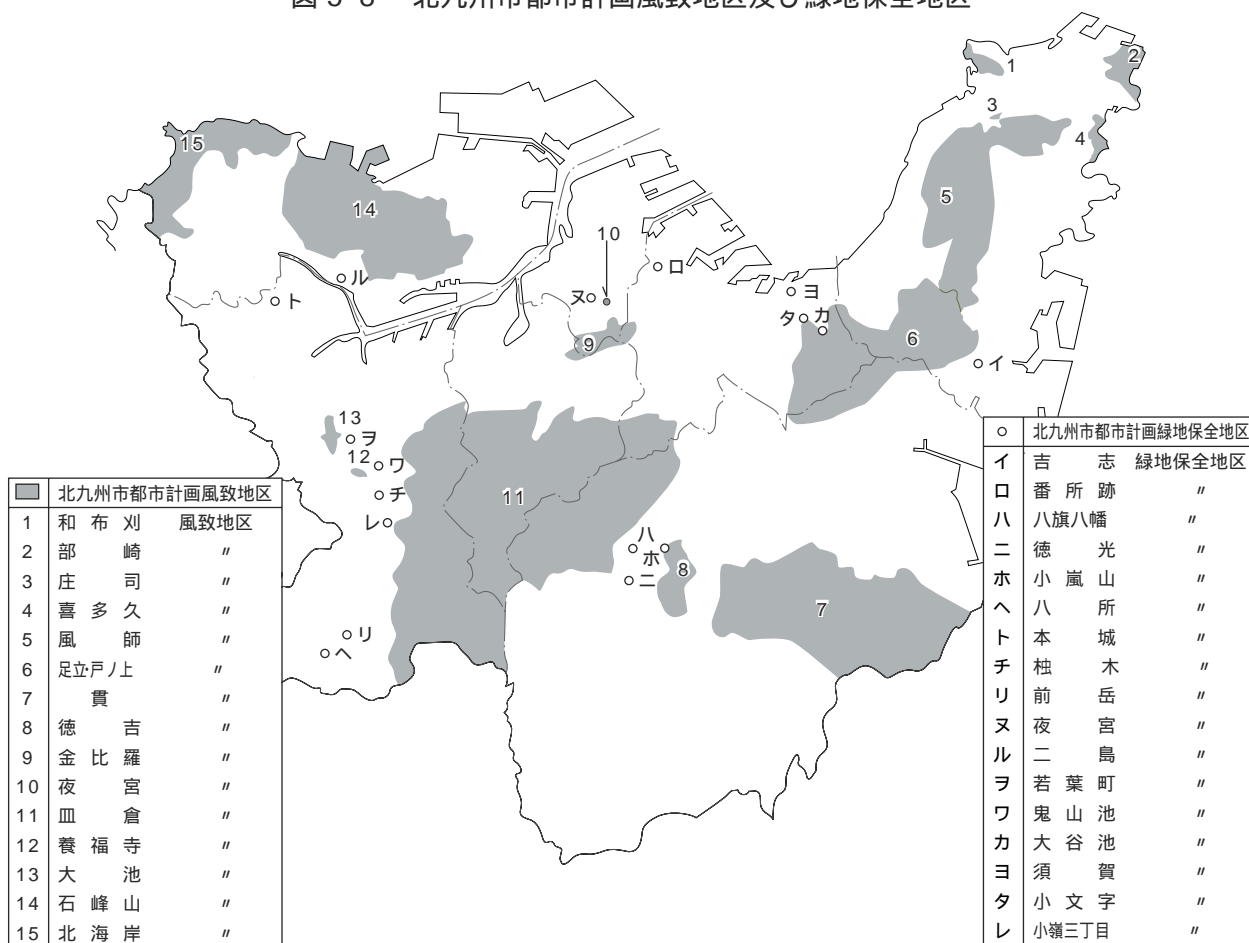


表 5-12 北九州都市計画風致地区

(指定 昭和42年12月1日)

風致地区名	面積	備考
和布刈風致地区	70.0 ha	門司区
部崎風致地区	159.0	"
庄司風致地区	31.0	"
喜多久風致地区	173.8	"
風師風致地区	1,130.7	"
足立・戸ノ上風致地区	1,872.7	門司区、小倉北区、小倉南区
貫風致地区	2,086.7	小倉南区
徳吉風致地区	165.0	"
皿倉風致地区	4,666.0	小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区
養福寺風致地区	39.6	八幡西区
大池風致地区	181.4	"
金比羅風致地区	161.3	戸畑区、八幡東区、小倉北区
夜宮風致地区	11.5	戸畑区
北海岸風致地区	629.5	若松区
石峰山風致地区	1,492.5	"
計 15箇所	12,870.7	

資料:建設局

イ 緑地保全地区の指定

緑のネットワークを形成するうえで、都市の中の良い自然環境を形成している樹林地や水辺地については、緑地保全地区として指定し、現状のままの保全を行っています。(表 5-13)

表 5-13 北九州都市計画緑地保全地区

(平成15年3月31日現在)

名 称	面積	指定年月日	名 称	面積	指定年月日
八旗八幡緑地保全地区	1.7 ha	S49.8.20	小嵐山緑地保全地区	4.9 ha	S52.10.13
徳光緑地保全地区	0.2	S49.8.20	二島緑地保全地区	5.0	S55. 6.24
八所緑地保全地区	0.8	S49.8.20	若葉町緑地保全地区	0.8	S55. 6.24
夜宮緑地保全地区	1.3	S49.8.20	鬼山池緑地保全地区	7.5	S55. 6.24
吉志緑地保全地区	1.5	S50. 3.8	大谷池緑地保全地区	1.6	S56.12.15
番所跡緑地保全地区	1.0	S50. 3.8	須賀緑地保全地区	2.2	S56.12.15
本城緑地保全地区	41.0	S50. 3.8	小文字緑地保全地区	2.1	S62. 6.20
柚木緑地保全地区	4.4	S50. 3.8	小嶺三丁目緑地保全地区	5.7	H13. 3.1 6
前岳緑地保全地区	1.6	S50. 3.8	計 17箇所	83.3	

資料:建設局

(5) 港湾緑化の整備

港湾の環境整備については、港湾及び周辺地域の快適な環境を維持し、一般市民及び港湾地域就業者の利用に供するため、港湾環境整備施設として、埋立地内に緑地を建設しています。平成14年度末までに完成した港湾緑地は表5-14のとおりです。

表5-14 港湾緑地

平成15年3月31日現在

地区	名称	面積(m ²)	供用開始年月日	備考
門司	新門司1号緑地(花王の周辺)	4,000	H 3. 7.20	
	今津公園緑地	10,200	H 3. 7.20	
	新門司フェリーふ頭緑地	600	H 6.11. 1	
	太刀浦中央緑地	11,800	S56. 4. 4	
	太刀浦1号緑地	5,000	S57. 7.20	
	太刀浦2号緑地	1,000	S56. 8.21	
	太刀浦4号緑地	1,500	S56. 8.21	
	太刀浦5号緑地	3,400	S57. 7.20	
	太刀浦6号緑地	3,300	S56. 8.21	
	太刀浦7号緑地	7,400	S61.11. 4	
	太刀浦8号緑地	8,300	H 4. 7.13	
	太刀浦運動公園緑地	16,200	H 3. 1. 1	
	太刀浦東公園緑地	6,600	H 5. 3.22	
	西海岸1号緑地	3,300	H 3. 2.15	
	西海岸2号緑地	6,300	H 3.10.18	
	西海岸3号緑地	4,900	H 9.11.17	
	西海岸親水緑地	2,400	H 6. 8. 1	
	北九州市旧門司税関緑地	1,900	H 7. 3.22	
小倉	浅野北緑地	3,100	S54. 4.28	
	日明1～5号緑地	3,700	S49. 4. 1	
洞海	八幡東田緑地	32,000	H 9.12. 9	
	久岐の浜マリンコア緑地	2,400	H 9. 8. 6	
	若松ふ頭1号緑地	5,100	H 9. 8. 6	
	若松ふ頭2号緑地	1,600	H 9. 8. 6	
	若松南海岸緑地	2,700	H 9. 8. 6	
	響灘1号緑地	59,800	H 7. 1.13	
	響灘2号緑地	36,900	H 9. 8. 6	
	響灘3号緑地	66,000	H14. 3.28	
	響灘エコタウン緑地	7,600	H13. 6.28	
	安瀬公園緑地	5,800	H10. 4.20	
	戸畑親水緑地	3,400	H12. 7.1 1	
計		328,200		

3 自然とのふれあいの推進

(1) 自然とのふれあいの講座の開催

平成13年1月に施行された「北九州市環境基本条例」に定められている「自然環境の保全及び自然とのふれあいの推進」を踏まえ、市民が自然環境とふれあい、本来あるべき自然に対する認識を深めることを目的として、市域に生息する貴重な生物、自然環境に関わる講座を開催しました。

表 5-15 講座内容

	テーマ	内容・実績
第1回	「自然環境講演会 - 環境大臣表彰受賞記念 -」 平成14年11月2日14:00～15:30 共催:北九州ズグロカモメ研究会 協力:(財)日本野鳥の会北九州支部 後援:福岡県 (内容) 基調報告:北九州ズグロカモメ研究会 記念講演:山岸哲 財団法人山階鳥類研究所所長 ズグロカモメ剥製贈呈式	(目的) 曽根干潟に飛来するズグロカモメの保護・研究活動を行ってきた北九州ズグロカモメ研究会は、これまでの活動が評価され、平成14年4月に、「自然環境功労者」として環境大臣表彰を受賞した。この受賞を記念し、本講演会では、ズグロカモメ研究の状況の報告と、野鳥保護を通じた自然環境の保全についての講演を行った。
		(実績) ・参加者350名
第2回	「スナメリを救え」 平成14年12月7日(土) 14:00～16:00 共催:関門スナメリの会 後援:福岡県 (内容) 報告:関門スナメリの会 学習発表:藍島小学校、花房小学校 スナメリトークほか	(目的) 平成14年5月、苅田港沖の埋立て予定地内で、2頭のスナメリが発見され、救出作戦が実行された。本講座では、救出作戦の経緯・状況とともに、世界的に希少なスナメリの生態や北九州市周辺での生息状況などに関する報告を行い、参加者と自然環境の保全についてのディスカッションを実施した。
		(実績) ・参加者80名
第3回	「冬の渡り鳥観察ツアー」 平成15年2月9日(日)13:00～17:00 共催:(財)日本野鳥の会北九州支部 後援:福岡県 (内容) 曽根干潟 渡り鳥観察 山田緑地 野鳥観察	(目的) 日本国内有数のズグロカモメ越冬地である小倉南区曽根干潟をはじめ、市内の野鳥観察施設を巡るバスツアーを開催し、バードウォッチングを行うとともに、貴重な自然環境とのふれあいを提供した。
		(実績) ・参加者100名
第4回	「里地・里山の保全」 平成15年3月9日(日)10:00～16:00 主催:北九州ビオトープ・ネットワーク研究会 共催:北九州市環境局、 環境ボランティアサークルFUTOSHI 後援:福岡県、若松区役所、 北九州市立大学国際環境工学部、 九州共立大学工学部地域環境システム工学科、 若松環境ネットワーク (内容) 午前:里地里山の保全活動の報告、 管理のあり方のディスカッション 午後:竹の伐採を通じた里地里山の現状と 課題解決の検討等	(目的) 平成14年3月に策定された「新・生物多様性国家戦略」の中では、「里地里山」の変化を生物多様性の危機をまねいているものの一つとしてあげている。 本講座では、午前に里地里山の保全活動の報告、管理のあり方のディスカッション等を行い、午後は実際に竹の伐採等を行いながら、現状を踏まえた里地里山の保全について考える機会を提供した。
		(実績) ・参加者46名
		参加者合計576名

(2) 自然とのふれあいの場の整備

余暇時間の増大や都市化の進展に伴い、自然とのふれあいを求める市民ニーズが高まっており、自然とのふれあいの場を確保し、ふれあいの機会を提供する必要があります。このため、本市の特色である山・海のパノラマの緑を活かし、都市景観の向上を図るとともに、その豊かな自然環境を保全しつつ、市民の余暇ゾーンとして有効に活用していくこととしています。本市における主な施策は次のとおりです。

ア 皿倉・河内地域の整備

皿倉・河内地域は、市街地に近接する自然に恵まれた緑豊かな地域であり、身近なレクリエーションの場として、多くの市民に利用されています。今後、豊かな自然環境の保全と活用を基本とし、誰もが利用しやすい施設の再整備や新しい魅力づくりを推進していく予定です。

河内地区では、湧出した温泉と豊かな自然を生かし、多世代が楽しく憩える余暇・レクリエーションの拠点を整備しました。また、皿倉山については、皿倉山懇話会より提言された整備構想を踏まえ、山頂北側ではパノラマを生かした観光拠点として、整備を進めていきます。

イ 平尾台の整備

平尾台は、国内でも有数の景勝地の一つに数えられ、昭和 27 年にカルスト地形や鍾乳洞が天然記念物の指定を受けました。また、台上は貴重な動植物の生息する地域でもあり、昭和 47 年には広い範囲が北九州国立公園に指定されました。しかしながら、近年、大型ごみの投棄やオフロード車等の侵入による植生の踏み荒らし、希少植物の乱獲などの自然破壊の問題が生じています。一方、平尾台は戦後、開拓農家の入植により集落が形成され、営農活動が行われ、昭和 30 年代から平尾台西側の筑豊県立自然公園区域で石灰岩の採掘が進むなど、住民生活や産業活動と自然環境保全との調整の必要も生じてきています。

このような平尾台地域の様々な課題を解決する方策として、天然記念物指定地域(保存ゾーン)と石灰岩採掘地域(産業ゾーン)との間に緩衝地帯(バッファゾーン)を設け、その一部に平尾台の自然を生かした集客施設や地域振興のための施設「平尾台自然の郷」を整備し、自然保護の徹底と産業活動の調和を図ると同時に、住民、企業、行政の連携により環境を整備・改善するグラウンドワーク事業を展開していきます。

ウ 山田緑地の整備・30 世紀の森づくり

山田緑地は、かつて弾薬庫として使用されていたため、現在に至るまで約半世紀にわたり一般の人たちの利用が制限されてきました。この豊かな自然が、市街地近くに残されていたことは、私たちにとって貴重な財産といえます。

この森を守り、育て、学びながら、遠い未来の人たちに自然保護の大切さを伝えるため、「30 世紀の森」づくりを基本テーマとして、整備計画を策定しました。計画では、この森を私たちとさまざまな生き物たちが共に生きることを考える場として、森の自然に触れ、体験しながら観察することができる利用区域と環境保護を優先する保護・保全区域とに区域分けをしました。利用区域の一部は、平成 7 年 5 月に開園しました。

山田緑地では、四季を通じて森の中から鳥のさえずりが聞こえ、渡り鳥たちが羽を休める姿を観察することができます。

エ 瀬板貯水池周辺整備

本市では、八幡西区陣原、則松地区の瀬板貯水池を中心とする区域について、自然環境を保全しつつ、郊外型余暇ニーズに対応するレクリエーションゾーンと位置づけ、平成6年度より瀬板の森整備事業に着手し、平成9年9月、レクリエーションゾーン「瀬板の森」として完成オープンしました。

「瀬板の森」は、瀬板貯水池の西側から北側にかけての区域約26haを、水辺の散策やハイキングが楽しめる自然体験型の都市公園として市が整備し、東側の区域約68haを、市民が気軽に利用できるゴルフ場として民間が開発したものです。

オ ホテル等とのふれあいの場の整備

一時は都市化に伴う河川の水質汚濁により、本市のホテルはすっかり減少しましたが、近年の公共下水道の普及や河川整備等により水質は回復し、もう一度ホテルを呼び戻そうと熱心に続けられたホテルの飼育放流活動が実を結びつつあります。北九州市では、“ホテルのすむ水辺”に代表されるアメニティの実現と、ホテルを通して河川流域コミュニティの活性化を図ることを目指して、平成4年度から「ほたるのふるさとづくり」を展開し、小学校や地域河川愛護団体等を対象に「ほたる講座」「ほたる会議」などさまざまな行事を催しています。平成7年には、市民が中心となった全市的な組織である「北九州ほたるの会」が結成されました。また平成10年には、全国レベルのホテル研究組織である全国ホテル研究会の第31回大会が北九州市で開催されました。平成14年4月には、ホテル愛護団体等の市民活動の中心となり、ホテルをはじめとする水生生物に関する学習や情報交換を行う施設として、「北九州市ほたる館」がオープンし、自分でホテルを育てる「マイホテル制度」や、水辺環境全般について学ぶ「ほたる塾」を開講するなど、拠点施設としての役割を果たしています。

また、ホテル育成保護活動を行っている小学校では、校内でホテルの飼育観察が行われ、地域の大人達の協力を得ながら活動しています。このように、「ほたるのふるさとづくり」はホテルを通じて地域の水辺環境が改善されるだけでなく、環境学習や世代を越えた地域の結びつきを深めるものとして大きな成果を上げています。また、毎年行っているホテル飛翔調査は、市民参加型の調査で、平成14年度は、北九州ほたるの会を中心にほたる調査隊を組織し、100名以上の市民が調査に参加しました。

この他、ホテルの飼育放流等を通じて河川愛護活動を行っている団体に対して、昭和62年からホテル育成助成金を交付しています。これは、ホテルの飼育等に必要費用の一部を援助し、その活動を支援するものです。

4 森林

(1) 森林の現況

本市における森林面積は、表5-16のとおりで市域の約4割近くを占めています。この森林は、林業生産活動の場のみならず、水資源のかん養や国土の保全など公益的な役割を果たすとともに、今日では、市民の森林レクリエーションの場としても利用されています。

このうち、特定の目的を達成するために森林の施業や土地の形質変更の行為等を法により制限した森林が保安林です。保安林の指定は、県において計画的になされており、その現況は、表

5-16 のとおりです。

表 5-16 森林の面積

単位:ha

市域面積	森林面積			森林比率
	国有林	民有林	計	
48,425	2,877	15,924	18,801	38.8%

資料：「遠賀川地域森林計画書（H14.4.1）」
 民有林面積は、地域森林計画対象森林。
 国有林面積は、林野庁所管面積。

表 5-17 保安林の現況

単位:ha

保安林の種類	指定の目的	面積
水源かん養	水源のかん養	2,328
土砂流出防備	土砂の流出の防備	1,068
土砂崩壊防備	土砂の崩壊の防備	11
防風	風害の防備	15
防火		11
魚つき	魚つき	46
保健	公衆の保健	1,320
合計		(重複1,280) 3,519

資料：「遠賀川地域森林計画書（H14.4.1）」

(2) 森林の保護育成施策

本市の森林を林業として保護、育成するため、森林の保育や、林道などの条件整備を行っています。施策としては「市営林の育成」や「林道などの生産基盤の整備」、「民間私有林の森林保育経費に対する助成」などがあります。

(3) 財団法人福岡県水源の森基金による施策

当基金は、昭和 53 年の福岡県大湯水を契機に水源地域の森林を整備し、水源かん養機能を充実させることを目的に、本市・福岡県・福岡市などが設立したものです。

主な事業は森林保有者が森林整備のために要した作業経費の一部を助成するとともに施業資金借受者に対する利子の補給、林業従事者の育成を行うものです。

(4) 市営林の整備

市営林は、基本的には市の財産としてその維持管理に努めていますが、その立地条件に応じて、土砂の流出等を防ぐ国土保全機能の発揮に重点をおいたり、森林レクリエーションの利用促進を目的とした整備も行っています。(表 5-18、表 5-19)

表 5-18 市営林の現況

(平成15年3月31日現在)
単位:ha

区 別	市営林面積	うち人工林面積
門 司 区	149	95
小 倉 北 区	68	6
小 倉 南 区	232	191
若 松 区	68	42
八 幡 東 区	114	87
八 幡 西 区	49	36
計	680	457

資料: 経済局農業振興課

表 5-19 市営林のうち森林公園等の現況

(平成15年3月31日現在)
単位:ha

名 称	所 在 地	面 積
足立山森林公園	小倉北区大字足原地内	68
高蔵山森林公園	小倉南区大字沼地内	9
皿倉・帆柱環境林	八幡東区大字大蔵・尾倉地内	84
香月市民の森	八幡西区船越三丁目	18

資料: 経済局農業振興課

5 河川及び海岸

(1) 河川

ア 環境に配慮した河川整備

近年、治水・利水に重点をおいた従来の河川整備への反省から“川らしい川”づくりが提唱され、国土交通省では、河川が本来有している良好な生物環境に配慮し、自然環境を保全・復元することを目的とした「多自然型川づくり」を推進しています。そこで平成3年度からは、全河川でできる限り多自然型川づくりを行うこととなり、さらに平成9年の河川法の改正により、「河川環境の整備と保全」が明文化されたことから、環境への配慮は、付加価値的な位置付けから、河川の改修・管理における目的の一つとなりました。

本市でも、河川改修にあたっては、できる限り生態系の調査・分析を行い、良好な自然環境の保全又は復元を目指すとともに、うるおいのある生活環境としての水辺づくりに取り組んでいます。紫川では、下流部の「マイタウン・マイリバー整備事業」に続き、貴船橋から東谷川合流点まで8.3kmを、周辺環境と調和し、ふるさとの薫りあふれる川づくりを目指す「ふるさとの川整備事業」として構想を策定しました。この区間では、貴重な生物が数多く生息することが確認されており、その保全、復元が重要なテーマになっています。

このほか、洪水時に遊水池や調整池等として利用される池を、市民が水とふれあえる場や、ビオトープとしての整備を行い、水と緑のゆたかな水辺空間を創造しています。

イ 市民参加型の河川整備

水辺を市民が自然とふれあう場として活用し、市民と行政が一体となって良好な水辺を

維持していくための方策として、自然環境や河川に対する関心を高めるため、市民参加型の川づくりに取り組んでいます。

板櫃川では、沿川住民で組織する「かわばた会議」、沿川小学校での「環境学習」の取り組みなどの河川愛護活動が盛んであったため、平成元年度にラブリバーの認定を受け市民の要望を整備計画に盛り込み、「市民参加型の川づくり」を推進してきました。平成8年度には「街の中での冒険」をテーマにした八幡東区高見地区が「水辺の楽校」に登録され、水辺の楽校計画策定のため、推進協議会を組織し、ハード整備やソフト施策について協議を重ね、平成11年4月に計画を公表し、平成18年度の完成を目指しています。

また、平成7年度に「河川再生事業(現河川環境整備事業)」に採択された撥川では、河川を都市空間の貴重な財産として再生するため、市民自ら計画づくりに参加する取組を行いました。具体的には、沿川住民の代表者で組織した「地域部会」、一般公募した「わかもの部会」、行政を横断的に組織した「行政部会」の3部会を設け、平成9年3月「撥川ルネッサンス計画・基本構想」をまとめました。平成10年3月に、第1期工事区間(黒崎中学校から国道3号までの約1.5km)の岸の浦地区に着工し、事業が進められています。

(2) 海岸

港やウォーターフロントの整備

本市では、平成6年に「市民に親しまれる水際線づくりマスタープラン」を策定し、市民が利用できる水際線を当時の約2kmから20kmに拡大することを目標にウォーターフロント整備を進めてきました。これまでに門司港レトロ口地区、和布刈地区などが完成し、市民のみならず、市外からの来訪者にも広く利用されています。

平成14年2月には、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応していくために、マスタープランの見直しを行い、「海辺のマスタープラン2010」を策定し、全体の整備目標も従来の20kmから25kmへと拡大しました。

海辺のマスタープラン2010の基本方針

広域的に多くの人々が訪れ、魅力あふれる「拠点エリア(5箇所)、地域住民の利用を重視した「地域密着型エリア(7箇所)」とに区分し、メリハリのついた利用、PRを行う

市民にとって利用しやすく、安全で魅力的な水際線の整備を進めるために、計画づくりから施設整備、既存施設の利用のあり方まで、さまざまな段階での市民参加を進める。

としています。

平成14年度までに、約10.2km(目標の約41%)が完成し、平成15年度は、響灘北緑地、新浜地区、大里海岸など引き続き整備を行う予定です。また、市民参加による取り組みとして、地蔵面海岸の人工海浜について、利用のあり方に関するワークショップを開催する予定です。

6 農地

農地はある一定の面的広がりをもってこそ、生産機能や公益的機能を十分発揮できるものです。このため、優良農地の保全には、市の土地利用計画との整合性や都市的需要を考慮しつつ、地域ごとの農地の特性を生かした計画的な土地利用を図ることが必要です。

(1) 農業振興地域制度

都市計画等の農業以外の土地利用との調整を図りながら、今後の農業の振興を図るべき地域を明確にし、農業の健全な発展と国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とした制度です。本市では特に農業上の利用を確保すべき土地として、1,412haの農用地区域を設定し、重点的に農業施策を実施し、優良農地の保全に努めています。

(2) 耕作放棄地の解消

農業者の高齢化などに伴う担い手の減少により、耕作放棄地が増加しています。耕作放棄地を解消するため、集落の話し合いをもとに効率のよい農地の利用及び市民農園の整備など市民が農業を通じて自然や農業とふれあう場としての活用を進めます。

7 農業施設の整備

近年、公共事業のあり方や良好な環境に対する国民の関心が高まってきたことを受け、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)において、農業生産基盤の整備にあたっては、「環境との調和に配慮しつつ」必要な施策を講ずることとされました。このことを受け、土地改良法(昭和24年法律第195号)においても、事業の実施に当たっての原則に「環境との調和に配慮すること」を位置づける改正がなされ、平成14年4月1日から施行されることとなりました。

このような状況を踏まえ、今後の農業農村整備事業等の実施に当たっては環境との調和に配慮しつつ効率的かつ効果的に事業を推進することが必要であるとの観点から、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱に基づき「北九州市田園環境整備マスタープラン」を作成しています。この中で自然と共生する環境を創造する区域「環境創造区域」と工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域「環境配慮区域」を定めています。